

写

基安発第 0424003 号
平成 21 年 4 月 24 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長
(公 印 省 略)

足場等からの墜落等に係る労働災害防止対策の徹底について

足場、架設通路及び作業構台（以下「足場等」という。）からの墜落及び物体の落下（以下「墜落等」という。）による労働災害の防止に関して、労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成 21 年厚生労働省令第 23 号。以下「改正省令」という。）が、平成 21 年 3 月 2 日に公布され、同年 6 月 1 日から施行されることとされたところであり、その内容等については、平成 21 年 3 月 11 日付け基発第 0311001 号「労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について」により示されたところであるが、足場等からの墜落等に係る労働災害防止対策の徹底を図るため、今般、関係事業者団体に対して、別添のとおり要請を行ったところである。

ついては、当該要請を踏まえ、関係事業者等に対し、改正省令の内容の周知を図るとともに、履行の徹底を図り、管内の足場等からの墜落等に係る労働災害防止対策の徹底に遺漏なきを期されたい。

(別添)

写

基安発第 0424001 号
平成 21 年 4 月 24 日

建設業労働災害防止協会会長
社団法人全国建設業協会会長
社団法人日本建設業団体連合会会長
社団法人日本土木工業協会会長
社団法人建築業協会会長
社団法人全国中小建築工事業団体連合会会長 殿
社団法人建設産業専門団体連合会会長
社団法人住宅生産団体連合会会長
社団法人仮設工業会会長
全国仮設安全事業協同組合理事長
社団法人軽仮設リース業協会会長

厚生労働省労働基準局安全衛生部長
(公 印 省 略)

足場等からの墜落等に係る労働災害防止対策の徹底について（要請）

日頃から安全衛生行政の推進に格段の御理解・御協力を賜り感謝申し上げます。

さて、厚生労働省では、足場からの墜落災害の発生状況及び専門家による検討結果を踏まえ、足場、架設通路及び作業構台（以下「足場等」という。）からの墜落及び物体の落下（以下「墜落等」という。）による労働災害の防止に関して、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）の改正を行うため、労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成 21 年厚生労働省令第 23 号。以下「改正省令」という。）が平成 21 年 3 月 2 日に公布され、同年 6 月 1 日から施行されることとされたところであります。

つきましては、貴団体におかれましては、本改正の趣旨を御理解いただくとともに、下記の事項に留意の上、傘下会員事業場等に対して、足場等からの墜落等に係る労働災害防止対策の徹底を図っていただきますようお願いいたします。

なお、厚生労働省といたしましては、今後、足場からの墜落災害について、負傷災害を含め毎年データを蓄積・分析し、その結果を示すとともに、改正省令の施行後 3 年を目途に、改正省令等の措置の効果の把握を行い、必要があると認められるときは、その結果に基づき所要の措置を講ずることとしておりますことを申し添えます。

記

1 改正規則の確実な履行

改正規則の内容は、別添 1 のとおりであり、足場等からの墜落等による労働災害を防止するため、改正規則の履行を確実に行うこと。

2 足場からの墜落災害防止に関するより安全な措置について

(1) 足場からの墜落災害を防止するため、以下の措置を講じることがより安全な措置であること。

① わく組足場にあつては、次のような措置を講じること。

a 交さ筋かい及び高さ 15 センチメートル以上 40 センチメートル以下のさん若しくは高さ 15 センチメートル以上の幅木又はこれらと同等以上の機能を有する設備に加え上さんを設置すること。

b 手すり、中さん及び幅木の機能を有する部材があらかじめ足場の構成部材として備えられている手すり先行専用型足場を設置すること。

② わく組足場以外の足場にあつては、次のような措置を講じること。

手すり等及び中さん等に加え幅木を設置すること。

(2) 足場のはり間方向の建地（脚柱）の間隔と床材の幅の寸法は原則として同じものとし、両者の寸法が異なるときは、床材を複数枚設置する等により、床材は建地（脚柱）とすき間をつくらないように設置すること。

3 手すり先行工法及び働きやすい安心感のある足場の採用

足場の組立て、解体時及び使用時の墜落災害を防止するため、平成 21 年 4 月 24 日付け基発第 0424002 号「「手すり先行工法に関するガイドライン」について」において示された「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づいた手すり先行工法による足場の組立て等の作業を行うとともに、働きやすい安心感のある足場を設置すること。

4 足場等の安全点検の確実な実施

(1) 足場等の点検（「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づく点検を含む。）に当たっては、別添 2 に示す足場等の種類別点検チェックリストの例を参考に各事業者が使用する足場等の種類等に応じたチェックリストを作成し、それに基づき点検を行うこと。

(2) 足場等の組立て・変更時等の点検実施者については、足場の組立て等作業主任者、元方安全衛生管理者等であつて、足場の点検について、労働安全衛生法第 19 条の 2 に基づく足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している等十分な知識・経験を有する者を指名すること。

(3) 作業開始前の点検は職長等当該足場を使用する労働者の責任者から指名すること。

写

基安発第 0424002 号
平成 21 年 4 月 24 日

社団法人日本造船工業会会長
社団法人日本中小型造船工業会会長 殿
社団法人日本造船協力事業者団体連合会会長

厚生労働省労働基準局安全衛生部長
(公 印 省 略)

足場等からの墜落等に係る労働災害防止対策の徹底について（要請）

日頃から安全衛生行政の推進に格段の御理解・御協力を賜り感謝申し上げます。

さて、厚生労働省では、足場からの墜落災害の発生状況及び専門家による検討結果を踏まえ、足場、架設通路及び作業構台（以下「足場等」という。）からの墜落及び物体の落下（以下「墜落等」という。）による労働災害の防止に関して、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）の改正を行うため、労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成 21 年厚生労働省令第 23 号。以下「改正省令」という。）が平成 21 年 3 月 2 日に公布され、同年 6 月 1 日から施行されることとされたところであります。

つきましては、貴団体におかれましては、本改正の趣旨を御理解いただくとともに、下記の事項に留意の上、傘下会員事業場等に対して、足場等からの墜落等に係る労働災害防止対策の徹底を図っていただきますようお願いいたします。

なお、厚生労働省といたしましては、今後、足場からの墜落災害について、負傷災害を含め毎年データを蓄積・分析し、その結果を示すとともに、改正省令の施行後 3 年を目途に、改正省令等の措置の効果の把握を行い、必要があると認められるときは、その結果に基づき所要の措置を講ずることとしておりますことを申し添えます。

記

1 改正規則の確実な履行

改正規則の内容は、別添 1 のとおりであり、足場等からの墜落等による労働災害を防止するため、改正規則の履行を確実に行うこと。

2 足場からの墜落災害防止に関するより安全な措置について

(1) 足場からの墜落災害を防止するため、以下の措置を講じることがより安全な措置であること。

① わく組足場にあつては、次のような措置を講じること。

a 交さ筋かい及び高さ 15 センチメートル以上 40 センチメートル以下のさん若しくは高さ 15 センチメートル以上の幅木又はこれらと同等以上の機能を有する設備に加え上さんを設置すること。

b 手すり、中さん及び幅木の機能を有する部材があらかじめ足場の構成部材として備えられている手すり先行専用型足場を設置すること。

② わく組足場以外の足場にあつては、次のような措置を講じること。

手すり等及び中さん等に加え幅木を設置すること。

(2) 足場のはり間方向の建地（脚柱）の間隔と床材の幅の寸法は原則として同じものとし、両者の寸法が異なるときは、床材を複数枚設置する等により、床材は建地（脚柱）とすき間をつくらないように設置すること。

3 足場等の安全点検の確実な実施

(1) 足場等の点検に当たっては、別添 2 に示す足場等の種類別点検チェックリストの例を参考に各事業者が使用する足場等の種類等に応じたチェックリストを作成し、それに基づき点検を行うこと。

(2) 足場等の組立て・変更時等の点検実施者については、足場の組立て等作業主任者、元方安全衛生管理者等であつて、足場の点検について、労働安全衛生法第 19 条の 2 に基づく足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している等十分な知識・経験を有する者を指名すること。

(3) 作業開始前の点検は職長等当該足場を使用する労働者の責任者から指名すること。

改正規則の内容

- 1 事業者は、架設通路の墜落の危険のある箇所には、次に掲げる設備(丈夫な構造の設備であつて、たわみが生ずるおそれがなく、かつ、著しい損傷、変形又は腐食がないものに限る。)を設けなければならないものとしたこと。ただし、作業上やむを得ない場合は、必要な部分を限って臨時にこれを取りはずすことができるものとしたこと。(安衛則第 552 条関係)
 - (1) 高さ 85 センチメートル以上の手すり
 - (2) 高さ 35 センチメートル以上 50 センチメートル以下のさん又はこれと同等以上の機能を有する設備(以下「中さん等」という。)
- 2 事業者は、足場(一側足場を除く。(1)において同じ。))における高さ2メートル以上の作業場所には、次に定めるところにより、作業床を設けなければならないものとしたこと。(安衛則第 563 条関係)
 - (1) 墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、わく組足場(妻面に係る部分を除く。以下同じ。)にあつてはア又はイ、わく組足場以外の足場にあつてはウに掲げる設備(丈夫な構造の設備であつて、たわみが生ずるおそれがなく、かつ、著しい損傷、変形又は腐食がないものに限る。)を設けるものとしたこと。ただし、作業の性質上これらの設備を設けることが著しく困難な場合又は作業の必要上臨時にこれらの設備を取りはずす場合において、防網を張り、労働者に安全帯を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じたときは、この限りでないこと。
 - ア 交さ筋かい及び高さ 15 センチメートル以上 40 センチメートル以下のさん若しくは高さ 15 センチメートル以上の幅木又はこれらと同等以上の機能を有する設備
 - イ 手すりわく
 - ウ 高さ 85 センチメートル以上の手すり又はこれと同等以上の機能を有する設備(以下「手すり等」という。)及び中さん等
 - (2) 作業のため物体が落下することにより、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、高さ10センチメートル以上の幅木、メッシュシート若しくは防網又はこれらと同等以上の機能を有する設備(以下「幅木等」という。)を設けるものとしたこと。ただし、(1)の規定に基づき設けた設備が幅木等と同等以上の機能を有する場合又は作業の性質上幅木等を設けることが著しく困難な場合若しくは作業の必要上臨時に幅木等を取りはずす場合において、立入区域を設定したときは、この限りでないこと。
- 3 事業者は、足場(つり足場を除く。))における作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、作業を行う箇所に設けた2の(1)のアからウまでに掲げる設備の取りはずし及び脱落の有無について点検し、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならないものとしたこと。(安衛則第 567 条関係)

- 4 事業者は、強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上の地震又は足場の組立て、一部解体若しくは変更(5において「悪天候等」という。)の後において、足場における作業を行うときは、作業を開始する前に、次の事項について、点検し、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならないものとしたこと。(安衛則第 567 条関係)
- (1) 2の(1)のアからウまでに掲げる設備の取りはずし及び脱落の有無
 - (2) 幅木等の取付状態及び取りはずしの有無
- 5 事業者は、悪天候等の後において足場における作業を開始する前に行う点検について、次の事項を記録し、足場を使用する作業を行う仕事を終了するまでの間、これを保存しなければならないものとしたこと。(安衛則第 567 条関係)
- (1) 当該点検の結果
 - (2) (1)の結果に基づいて補修等の措置を講じた場合にあっては、当該措置の内容
- 6 事業者は、つり足場における作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、4の(1)及び(2)に掲げる事項について、点検し、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならないものとしたこと。(安衛則第 568 条関係)
- 7 事業者は、作業構台の高さ2メートル以上の作業床の端で、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、手すり等及び中さん等(それぞれ丈夫な構造の設備であつて、たわみが生ずるおそれがなく、かつ、著しい損傷、変形又は腐食がないものに限る。)を設けるものとしたこと。ただし、作業の性質上手すり等及び中さん等を設けることが著しく困難な場合又は作業の必要上臨時に手すり等又は中さん等を取りはずす場合において、防網を張り、労働者に安全帯を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じたときは、この限りでないこと。(安衛則第 575 条の 6 関係)
- 8 事業者は、作業構台における作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、作業を行う箇所に設けた手すり等及び中さん等の取りはずし及び脱落の有無について点検し、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならないものとしたこと。(安衛則第 575 条の 8 関係)
- 9 事業者は、強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上の地震又は作業構台の組立て、一部解体若しくは変更(10において「悪天候等」という。)の後において、作業構台における作業を行うときは、作業を開始する前に、手すり等及び中さん等の取りはずし及び脱落の有無について、点検し、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならないものとしたこと。(安衛則第 575 条の 8 関係)
- 10 事業者は、悪天候等の後において作業構台における作業を開始する前に行う点検について、次の事項を記録し、作業構台を使用する作業を行う仕事を終了するまでの間、これを保存しなければならないものとしたこと。(安衛則第 575 条の 8 関係)
- (1) 当該点検の結果
 - (2) (1)の結果に基づいて補修等の措置を講じた場合にあっては、当該措置の内容

- 11 注文者は、請負人の労働者に、足場を使用させるときは、当該足場について次の措置を講じなければならないものとしたこと。(安衛則第 655 条関係)
- (1) 強風、大雨、大雪等の悪天候又は中震以上の地震の後においては、足場における作業を開始する前に、4の(1)及び(2)に掲げる事項について点検し、危険のおそれがあるときは、速やかに修理するものとしたこと。
 - (2) 強風、大雨、大雪等の悪天候又は中震以上の地震の後において足場における作業を開始する前に行う点検について、次の事項を記録し、足場を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間、これを保存しなければならないものとしたこと。
 - ア 当該点検の結果
 - イ アの結果に基づいて修理等の措置を講じた場合にあっては、当該措置の内容
- 12 注文者は、請負人の労働者に、作業構台を使用させるときは、当該作業構台について、次の措置を講じなければならないものとしたこと。(安衛則第 655 条の 2 関係)
- (1) 強風、大雨、大雪等の悪天候又は中震以上の地震の後においては、作業構台における作業を開始する前に、手すり等及び中さん等の取りはずし及び脱落の有無について点検し、危険のおそれがあるときは、速やかに修理するものとしたこと。
 - (2) 強風、大雨、大雪等の悪天候又は中震以上の地震の後において作業構台における作業を開始する前に行う点検について、次の事項を記録し、作業構台を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間、これを保存しなければならないものとしたこと。
 - ア 当該点検の結果
 - イ アの結果に基づいて修理等の措置を講じた場合にあっては、当該措置の内容
- 13 施行期日(改正規則附則第 1 条関係)
- 改正規則は、平成 21 年 6 月 1 日から施行することとしたこと。